

【訪問リハビリテーション】※ご利用者様負担 H30.4.1 現在

[地域加算 (6 級地) 1 単位 10.33 円]

## ◆基本料金 (単位: 円)

			1 割	2 割
訪問リハビリテーション費	通院・通所が困難な利用者にたいして、理学療法士等が、訪問しリハビリを行った場合	1 回につき	300	599
サービス提供強体制化加算	厚生労働大臣の定める基準に従い理学療法士等を配置	1 回につき	6	12
1 回当たりの費用		1 回につき	306	612

## ◆加算料金 (単位: 円)

リハビリテーションマネジメント加算Ⅰ	訪問リハビリテーションの進捗状況を定期的に評価し、介護支援専門員を通じて他の訪問・居宅サービスに情報を提供した場合	1 月につき	238	475
リハビリテーションマネジメント加算Ⅱ	リハビリテーションマネジメント加算Ⅰに加え、居宅を訪問し訪問介護計画を作成する上での必要な助言を行った場合	1 月につき	289	578
リハビリテーションマネジメント加算Ⅲ	リハビリテーションマネジメント加算Ⅱに加え、リハビリテーション計画の説明を医師が行った場合	1 月につき	331	661
リハビリテーションマネジメント加算Ⅳ	リハビリテーションマネジメント加算Ⅲに加え、リハビリテーションの質の評価データ収集等事業に参加しデータを厚生労働省に提供している場合	3 月につき	434	868
短期集中リハビリテーション加算 (3 ヶ月以内)	概ね週 2 日以上、1 日につき 20 分のリハビリを、3 ヶ月以内の期間に行った場合	1 日につき	207	413

※ 端数処理計算の関係上実際の請求金額が変わる場合があります

**【介護予防訪問リハビリテーション】※ご利用者様負担**

[地域加算 (6 級地) 1 単位 10.33 円]

◆基本料金 (単位 : 円)

			1 割	2 割
介護予防 訪問リハビリテーション費	通院・通所が困難な利用者にたいして、理学療法士等が、訪問しリハビリを行った場合	1 回につき	300	599
サービス提供体制強化加算	厚生労働大臣の定める基準に従い理学療法士等を配置	1 回につき	6	12
1 回当たりの費用		1 回につき	306	612

◆加算料金 (単位 : 円)

リハビリテーションマネジメント加算 I	訪問リハビリテーションの進捗状況を定期的に評価し、介護支援専門員を通じて他の訪問・居宅サービスに情報を提供した場合	1 月につき	238	475
短期集中リハビリテーション加算 (3 ヶ月以内)	概ね週 2 日以上、1 日につき 20 分のリハビリを、3 ヶ月以内の期間に行った場合	1 日につき	207	413

※ 端数処理計算の関係上実際の請求金額が変わる場合があります